

高額療養費支給申請者様へ

支給申請手続が簡素化できるようになりました

手続簡素化により変わること

一度申請書を提出すれば、次回以降に高額療養費が発生した場合、自動的に市から指定口座へ振り込まれます。

手続の簡素化をするには

同封の「高額療養費支給申請書」に必要事項を記入し、市の国保年金課へ提出してください。

- ・記入例は申請書の裏面に印字されています。
- ・申請書は高額療養費支給申請と手続簡素化の申請を兼ねた様式となっております。

★簡素化を希望されない場合の記入例も同封の申請書の裏面に記載しています。

ご注意事項

以下の項目を確認した場合、手続の簡素化ができなくなります。

- ・受診の際に医療機関や薬局で一部負担金の支払いがなかったとき
- ・保険料の滞納があったとき
- ・振込先として指定した口座へ振込ができなかったとき 等

手続簡素化に伴う高額療養費支給手続の流れ

